

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

### 1 マイナンバー制度導入の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が、平成 25 年 5 月に公布されたことに伴い、当広域連合の事務においても社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の導入に向け準備を進めている。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。

#### 社会保障・税・災害対策の各分野でマイナンバー制度を導入

##### 《効果》

- ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性が図られる
- ・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- ・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ・IT を活用することにより添付書類が不要になる等、国民の利便性が向上する
- ・行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 2 マイナンバー制度の仕組み

マイナンバー制度は、①悉皆性と唯一無二性が確保された付番、②各行政機関等が保有・管理する個人に関する情報の連携・活用、③本人による個人番号の真正性の証明（本人確認）の仕組みによって構成させる。

#### ○個人に

- ①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ②唯一無二性（1 人 1 番号で重複の無いよう付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性
- ④最新の基本 4 情報（氏名・住所・性別・生年月日）と関連付ける  
新たな「個人番号」を付番する仕組み

○法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み

#### ①付 番

#### ②情報連携

複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

#### ③本人確認

- ・個人が自分が自分であることを証明するための仕組み
- ・個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み

### 3 マイナンバー制度導入によるメリット

#### ○導入前

《住民》

- ・各種手当等の申請時、関係各機関を回って添付書類を揃える。
- ・行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携不足等により、本来給付を受けることができるが未受給となっている者、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる、という状況が発生。

《行政》

- ・確認作業等に係る業務に多大なコストがかかる。
- ・業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。

#### ○導入後

- ・各種手当等の申請時に、申請を受けた行政機関等が関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化される。
- ・行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報照会・提供を行うことが可能となる。
- ・行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対するよりきめ細やかな支援が期待される。

### 4 個人番号（マイナンバー）の付番

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、個人番号（マイナンバー）を通知カードにより通知しなければならない。

＜対象者＞

住民票コードが住民票に記載されている日本国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人

→当広域連合では、保有する住民基本台帳情報等（約 139 万人（平成 27 年 6 月現在））に対してマイナンバーを付番する。（※マイナンバーの取得は構成市町村が実施）

### 5 個人番号（マイナンバー）の利用範囲

#### ○社会保障分野

＜年金分野＞

年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

＜労働分野＞

雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワークの事務等に利用。

＜福祉・医療・その他の分野＞

医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

#### ○税分野

- ・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に

利用。

## ○災害対策分野

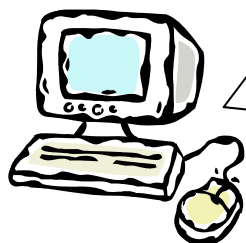
- ・被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
- ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

※上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用（条例は番号法第 9 条第 2 項に基づき整備）。

→当広域連合では当該条例整備を要する事務は存在しない

## 6 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）

自宅のパソコン等から、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を確認できる。



### <提供サービス（予定）>

#### ①情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供をしたのを確認する機能

#### ②自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

#### ③プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

#### ④ワンストップサービス

行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

平成 29 年 1 月から  
利用可能予定

## 7 個人番号カード

### ○交付

本人の申請に基づき交付（平成 28 年 1 月～）

※マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用

### ○利便性

- ・身分証明書として利用
- ・個人番号を確認する場面で利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）
- ・市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用
- ・電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

### （参考）通知カード

→全国民に郵送（簡易書留）で送付（平成 27 年 10 月～）

→個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能

## 8 マイナンバー制度における安心・安全の確保

### マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報外部に漏洩するのではないか
- ・ 個人情報の不正利用等により財産その他の被害を負うのではないか
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないか

#### 《保護措置》

##### ○制度面における保護措置

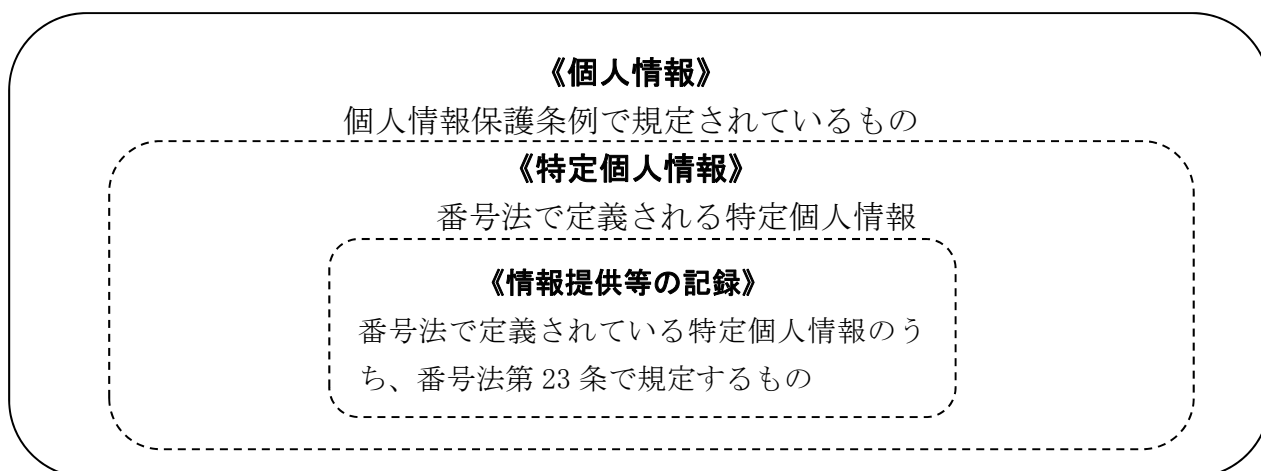
- ・ 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報保護フェイルの作成を禁止
- ・ 特定個人情報保護委員会（国の第三者機関）による監視・監督
- ・ **特定個人情報保護評価**（番号法第 27 条）
- ・ 罰則の強化
- ・ マイナポータルによる情報提供等記録（アクセス記録）の確認

##### ○システム面における保護措置

- ・ 個人情報を一元管理せずに、分散管理
- ・ 個人情報を直接用いず、符号を用いた情報連携
- ・ アクセス制限により、アクセスできる人の制限・管理
- ・ 通信を暗号化

## 9 個人情報の考え方

### ○番号法施行後の個人情報のイメージ



### ○個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるもの（他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

### ○特定個人情報とは

個人番号を含む個人情報をいう。個人番号単体のほか、個人番号が記載された書類、個人番号が記録された電子ファイル、個人番号が表示された画面なども特定個人情報に該当（番号法第 2 条第 8 項）

### ○情報提供等の記録（アクセス記録）とは

特定個人情報的一种であり、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会と提供の記録をいう。

## 11 特定個人情報保護評価について

### 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル<sup>\*</sup>を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

<sup>\*</sup>特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。（番号法第 2 条第 8 項）

（個人情報ファイルとは、個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいう。個人情報のデータベースのこと。）

### ○評価の目的

- ・マイナンバー制度に関する懸念を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- ・個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民の信頼確保

### ○評価の実施主体

国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、地方独立行政法人 等

### ○評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務

→当広域連合は「後期高齢者医療制度関係事務」について評価を実施し、「特定個人情報保護評価書」（以下「評価書」という。）にとりまとめた。

### ○評価書の住民意見募集～第三者点検

評価書については、住民等の意見聴取（パブリックコメント）を実施し、第三者点検を行った後に、特定個人情報保護委員会に提出のうえ、公表することとされている。

→当広域連合が作成した評価書については、当広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における第三者点検まで終了し、評価書の内容について妥当である旨の答申を受けたところである。

### ○評価書の提出・公表

第三者点検を終えた評価書は、特定個人情報保護委員会へ提出・公表する。

→当広域連合では、今月中に提出をした後、速やかに公式ホームページ上で公表予定。

**12 全体スケジュール**

平成25年 5月	番号関連法の成立・公布
平成27年 7月末	システム改修等の設計完了
平成27年10月5日～	国民への個人番号の通知の開始
平成28年 1月～	個人番号の利用の開始 個人番号カードの交付の開始
平成29年 1月～	国の機関間での情報連携の開始 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）開始
平成29年 7月目処～	地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

**13 広域連合スケジュール**

平成27年 2月	情報公開・個人情報保護審査会条例の改正
平成27年 5月	特定個人情報保護評価 概要説明（審査会）
平成27年 5月～6月	住民意見聴取（パブリックコメント）
平成27年 7月	特定個人情報保護評価 第三者点検（審査会） 個人情報保護条例の改正 特定個人情報保護評価書の提出・公表
平成27年12月末	広域連合保有データへの個人番号セットアップ完了
平成28年 1月	番号利用開始
平成28年度中	特定個人情報保護評価書の見直し（審査会）
平成29年 7月	情報連携開始

# 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：  
マイナちゃん

## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

## マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)  
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナ）